

Amazon セラー紹介プログラム規約

前文

本規約は、アマゾンジャパン合同会社（以下「Amazon」）が提供する「Amazon セラー紹介プログラム」（以下「本プログラム」）の利用条件を定めるものです。なお、紹介者が現に Amazon サービスビジネスソリューション契約（以下「ソリューション契約」）に基づくサービス利用者である場合には、当該紹介者と Amazon との関係については、本プログラムに関する事項に限り、ソリューション契約が併存的に適用されるものとします。この場合において、ソリューション契約と本規約が矛盾する場合、本プログラムに関しては本規約が優先します。本プログラムに参加することで、参加者は本規約に拘束されることに同意したものとみなされます。

第 1 条（定義）

本規約において用いる主な用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「紹介者」とは、本プログラムに基づき被紹介者を紹介する者をいいます。
- (2) 「被紹介者」とは、紹介者により紹介される、Amazon.co.jp での出品を検討する事業者をいいます。
- (3) 「紹介」とは、Amazon.co.jp での出品を検討する事業者を被紹介者として、紹介者が所定のフォームに被紹介者の情報を入力し、Amazon に提供する行為をいいます。
- (4) 「売上達成条件」とは、被紹介者が販売開始（Launch）後 30 日以内に、キャンセル・返品・Vine プログラム売上・予約販売売上を控除した後の売上（税込）が累計 5 万円に到達することをいいます。なお、「販売開始」とは、被紹介者が Amazon.co.jp 上で顧客が購入可能な商品を初めて出品した日をいいます。具体的には、出品者登録、本人確認その他必要な審査、および商品登録のすべてを完了し、顧客が当該商品を購入できる状態になった日を指します。当該日を起算日（初日を含む）として 30 日を計算し、売上達成条件の充足は、当該 30 日を経過した時点の実績に基づき判定します。
- (5) 「ギフトカード」とは、Amazon ギフトカードをいいます。

第 2 条（参加資格）

1. 紹介者は、本プログラムに基づき所定の手続きにより紹介を行う者をいい、Amazon.co.jp の既存出品者であることは要しません。紹介者は、本規約に同意した後の

み、謝礼を受領する資格が生じます。紹介者には、法人および個人事業主のいずれも含まれます。また、本プログラムにおいて Amazon は、紹介者の対象を任意に変更することがあります。

2. 被紹介者は、本プログラムによる紹介の時点で Amazon.co.jp に出品しておらず、過去にも出品者アカウントを保有したことのない法人事業者（完全新規）に限ります。個人事業主および既存・過去の出品者は対象外とします。

第 3 条（紹介の方法）

紹介者は、Amazon が案内するメールまたは本プログラムの公開ページに記載された所定のフォームに、被紹介者の情報（会社名、担当者名、メールアドレス、電話番号等）を入力することで紹介を行います。被紹介者へは、Amazon より登録案内が送付されます。紹介者は、紹介にあたり、被紹介者本人の意向および同意を確認したうえで、フォームへの入力を行うものとします

第 4 条（インセンティブ）

1. 被紹介者が新規に出品者登録を行って販売開始し、かつ売上達成条件（第 1 条(4)）を満たした場合、Amazon は紹介者に対し、第 1 条(3)に定める紹介への謝礼として、5 万円分のギフトカードを付与します。
2. 謝礼を受領できるか否かは、Amazon の独自の裁量によります。
3. 1 名の紹介者が受領できる謝礼の件数・金額には、不正防止の観点から上限を設ける場合があります。
4. 売上達成条件の充足判定に用いる売上額は、Amazon が保有・算出する記録に基づくものとし、セラーセントラルに表示される数値とは異なる場合があります。
5. 同一の被紹介者について複数の紹介がなされた場合、または被紹介者が紹介によらず独自に出品者登録を行った場合における謝礼の対象者は、Amazon がその裁量により決定します。参加者はこれに異議を述べないものとします。

第 5 条（謝礼の付与方法）

謝礼は、販売開始後 60 日を経過した時点で売上達成条件の充足を確認し、条件を満たした場合、当該確認後 30 日以内に固有のコード（Amazon Claim Code。1 回限り使用可能）を紹介者へメールで送付する方法により付与します。ギフトカードの利用条件は、Amazon ギフトカードの利用規約に従います。謝礼は譲渡・売却できません。

第 6 条（費用・税金）

年会費・購読料はありません。本謝礼は「紹介への謝礼」として付与されるものであり、参加に起因する税金・申告等の義務は受領者（紹介者）の責任とします。法人の紹介者においては、法人側で適切に会計処理・申告を行うものとします。Amazon は受領者の税務申告に関して一切の責任を負いかねます。

第 7 条（禁止事項・不正防止）

参加者は、次の各号の行為を行ってはなりません。

- (1) 自己紹介（紹介者自身を紹介する行為）
- (2) 自己購入その他の手段により、被紹介者の売上を人為的・一時的に作出する行為
- (3) 紹介者と被紹介者の共謀による、実体を伴わない紹介・登録
- (4) 紹介者の意向・同意を確認しないまま行う、実体を伴わない形式的な紹介
- (5) 複数のアカウント・法人を用いた紹介謝礼の不正な取得
- (6) 虚偽情報の提供、必要情報の不提供、システムの操作・改ざん

第 8 条（謝礼の取消・返還）

Amazon は、次のいずれかの場合、謝礼の付与を取り消し、または付与済みの謝礼相当額の返還を請求することができます。

- (1) 前条の禁止事項に該当する行為が判明した場合
- (2) 謝礼付与後に、被紹介者の売上についてキャンセル・返品・返金・チャージバック等が生じ、売上達成条件を満たさないこととなった場合
- (3) その他、不正または本規約違反が判明した場合

売上達成条件の充足は販売開始後 30 日時点の実績に基づき判定するものとし、当該判定後に生じたキャンセル・返品・返金・チャージバック等については、前項(2)により事後的に調整（謝礼の取消しまたは返還請求）します。

第 9 条（検証）

Amazon は、アカウント状態・本人確認等の検証を求める権利を留保します。虚偽情報の提供、共謀、操作、改ざん等に関与した参加者を失格とすることができます。参加に必要なすべての行為は、Amazon のシステムに記録されます。

第 10 条（個人情報の取扱い）

紹介者は、被紹介者本人の同意を得た上で、被紹介者の情報を Amazon に提供するものとします。Amazon は、取得した情報を、本プログラムの運営（連絡、登録案内、謝礼対象の特定・突合等）の目的の範囲内で、Amazon のプライバシー規約に従って取り扱います。

第 11 条（免責・責任制限）

参加者は、謝礼の発行遅延・不発行、Amazon の行為・過誤・不作為、本プログラムの停止・終了があり得ることを了承します。法の許す最大限において、Amazon はこれらについて責任を負わず、特別・間接・結果的・付随的損害（逸失利益、事業の中断、情報の喪失等）についても責任を負いません。

第 12 条（プログラムの変更・終了）

Amazon は、理由の有無や事前通知の有無にかかわらず、裁量でいつでも本プログラムまたは個別の参加登録を変更・停止・終了・取り消すことができます。また、謝礼が正当に累積・付与されているかを監視する権利を留保します。ただし、本プログラムの変更・停止・終了の時点で、被紹介者が既に売上達成条件を充足している紹介については、第 8 条に定める取消事由がない限り、Amazon は当該紹介に係る謝礼の付与義務を存続させるものとします。

第 13 条（権利放棄）

Amazon が本規約のいずれかの条項に基づく権利行使しなかったとしても、当該権利その他の権利を将来にわたり放棄したものとはみなされません。

第 14 条（準拠法・管轄）

本規約は日本法に準拠し、本プログラムまたは本規約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条（規約の変更）

Amazon は本規約を変更することができます。改訂内容の確認は参加者の責任とします。改訂版の公表後に参加を継続した場合、変更への同意を構成します。

第 16 条（実施期間）

本プログラムはパイロットとして実施され、2026 年 9 月 11 日から 2026 年 12 月 31 日までの間に行われた紹介を対象とします。当該期間内に紹介された被紹介者については、当該紹介の受付後、販売開始後 30 日を経過するまで売上達成条件を判定します（判定期間が上記受付期間の満了後にまたがる場合を含みます）。Amazon は本プログラムの結果を踏まえ、対象者・条件・期間を変更のうえ本プログラムを継続または拡大する場合があります。

制定日：2026 年 9 月 8 日 ／ 提供者：アマゾンジャパン合同会社